

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度製品プラスチックの市町村収集体制等に関するデータ整備業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和6年9月30日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、プラスチックの生産から、流通、消費、排出、回収、再資源化及び廃棄物管理までのライフサイクル全体でのフローの把握及び資源循環や脱炭素に関する対策を施した場合の効果の推計、それに基づく最適なシナリオの開発等を目指して研究を実施している。プラスチック資源のリサイクルを一層進めるため、家庭から排出されるプラスチック廃棄物（以下「プラごみ」という。）のうち、以前よりリサイクル法のもとで収集・再資源化が実施されてきたプラスチック製容器包装（以下「容プラ」という。）だけでなく、容プラ以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラ」という。）の収集・再資源化が求められている。特に、容プラと製品プラを一括回収することが推奨されており、それにより収集・リサイクル量が増加すると期待されている。その一方で、一括回収により収集物の品質が低下（処理不適物の混入率が増加）する懸念もある。

製品プラの収集量やリサイクル量及び処理不適物の混入率等は、製品プラの収集体制等によって大きく左右される可能性が高く、その収集体制に関するデータが非常に有用である。環境省による一般廃棄物処理事業実態調査（以下「一廃調査」という。）では、「プラスチック類（白色トレイ、容器包装プラスチックを除く）」として製品プラの収集量や資源化量、その収集体制に関する全市町村の情報が示されているが、製品プラが容プラと一括で収集されているか、別々で収集されているか等、収集体制に関する一部の有用な情報が不足している。また、製品プラ収集自治体に関して独自に調査した研究例はあるが、調査対象の自治体数や調査項目が限定的である。

そこで本業務では、日本の自治体のウェブページや報告書、研究報告等から、製品プラの収集体制等、製品プラの収集量や処理不適物の混入率等に影響を与えるような項目の情報を収集・整理することを目的とする。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### (1) 製品プラの収集体制等に関する情報収集対象項目の選定

本業務で情報収集・整理する家庭からの製品プラの収集体制等に関する項目を選定する。NIES が提供する情報収集対象項目の候補リスト（製品プラの収集区分や収集対象製品の制限状況等）をもとにしつつ、国内の研究発表や国・自治体・企業の報告書等の文献を計10件程度調査し、同候補リストに含まれていない、廃棄物（特にプラごみや製品プラ）の収集量や処理不適物の混入率等に影響を与える可能性のある項目を検討した上で、20程度の項目を選定する。なお、ごみの収集量や処理量（選別量等）、ごみ組成等の定量データは情報収集する項目に含めない。また、項目の選定に当たっては、製品プラの収集量や処理不適物の混入率等に影響を与える可能性があることに加えて、各種情報源から情報を収集できる可能性が高いこと、一廃調査の結果には含まれていない情報であること、等を基準として考慮する。NIES 担当者の同意を得た上で、項目を決定する。

### (2) 製品プラの収集体制等に関する項目の情報収集と整理

日本全国の100程度の市町村を対象に、(1)で決定した製品プラの収集体制等に関する項目の情報を収集・整理する。調査市町村は、NIES が提供する市町村の候補リスト（地域や人口規模、人口構成等を考慮して選定したもの）をもとに、NIES 担当者と協議して決定する（情報収集の結果、製品プラの収集を実施していないことが判明した市町村も調査市町村数に含むものとする）。情報源は自治体のウェブページやウェブページに掲載されている各種報告書（ごみの分別方法に関するパンフレットや一般廃棄物処理基本計画、広報誌等）のような、インターネットより入手できる文献情報に限定し、自治体担当者へのヒアリング調査やアンケート調査及び報告書等の印刷物の取り寄せは実施しない。収集した情報は、原本をPDF形式等で保存するとともに、表形式に整理する。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物をNIES 担当者へ提出するものとする。

- ・業務結果報告書（Microsoft Word 形式及び Adobe PDF 形式）、文献情報の原本（PDF 形式）及び整理表（Microsoft Excel 形式）を収録した電子データ一式

上記以外のファイル形式を用いるときは、NIES 担当者の了解の上で用いること。

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。